

地域共同で里山の保全活動をはじめましょう

～ 一関市里山森林保全活動推進事業の概要 ～

一関市では、里山の保全管理や再生のため、地域住民が行う里山の整備に必要な取組に補助金を交付します。

1 対象となる里山は？

森林経営計画が策定されていない森林で、次のいずれかの区域に該当する里山です。

- (1) 住宅地、集落又はこれらの周辺の地域にある樹林、農地、湿地などが一体となって健全な自然環境を構成している区域
- (2) 住宅地、集落又は農地に隣接した森林の様相を呈している区域

2 補助金の対象者は？

地域住民で構成される地域団体又は森林所有者で構成する団体、その他これらに類する団体で、次のいずれにも該当する団体が対象になります。

- (1) 地域団体にあっては、里山又は里山に隣接する地域の居住者5名以上で構成されていること
- (2) 規約又は定款が定められていること
- (3) 森林所有者などから事業実施について同意を得ていること
- (4) 3年以上継続して事業を行う意思があること

3 対象となる事業は？

区 分	対象経費	補助金の額
活動推進事業	里山の保全活動を推進するために要する経費に対して支援します。	150,000 円以内。ただし、補助金の交付を受けて事業を実施する「初年度」に限ります。
里山整備事業	里山の森林又は竹林の下刈り、枝打ち、支障木の伐採及び作業道などの整備に要する経費に対して支援します。	①森林の場合 1ha 当たり 160,000 円以内 ②竹林の場合 1ha 当たり 380,000 円以内

4 安全を確保するために

チェーンソーや刈払機などを使用し事業実施する際は、傷害保険への加入や防護服の着用のほか、労働衛生安全法による操作研修を修了した方を配置、又は林業事業者に委託するなど、安全を確保していただきます。

【お問い合わせ先】

一関市農地林務課林業振興係 担当 菅原 (☎21-8195 (直通)) までお問い合わせください。